

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例

東近江市印鑑条例（平成17年東近江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用して第10条第2項の証明書の交付を受けることを申請した者（以下「個人番号カード印鑑登録者」という。）である場合は、当該個人番号カード印鑑登録者がシティカードの交付を求める場合を除き、シティカードを交付しない。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者が自ら請求するときは、シティカードに代えて個人番号カードを添付することができる。

第12条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前条第2項の場合において、個人番号カードの提出がないとき。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

提案理由

印鑑登録証明書の交付の方法にかかわらず、個人番号カードを利用できるようにし
たく、本議案を提出するものである。